

令和4年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

令和4年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

## 概要説明

令和5年10月

三重県監査委員

# 令和4年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

## 概要説明

令和4年度の病院事業庁関係の決算審査につきましては、去る9月8日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

### 第1 審査の概要（意見書 1頁）

審査の対象は、病院事業庁が経営する令和4年度三重県病院事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (3) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (4) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

### 第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

#### 1 審査の結果（意見書 2頁）

「審査の結果」につきましては、「第1 審査の概要」のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に行われていましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

## 2 審査の意見（意見書 2頁）

### (1) 令和4年度決算と次期中期経営計画の策定について

（意見書 2頁）

令和4年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で前年度に引き続き入院患者数は減少したものの診療単価の上昇により医業収益は増加しましたが、エネルギー価格の高騰等により医業費用も増加したため、医業損益は前年度と比べ約4,961万円悪化しました。また、感染患者受入れのための病床確保に係る国からの交付金が大きく減少したため、純損益は、約5億2,304万円の黒字となりましたが、前年度に比べ約4億4,378万円悪化しています。なお、累積欠損金は約73億円と依然として多額ですが、病院別では一志病院は約2,156万円まで減少しています。

「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」については、令和4年度も引き続き計画期間を延長して単年度計画としていますが、その成果目標の達成状況には改善が見られません。国からは「公立病院経営強化ガイドライン」が示されており、感染症対応における役割等、県立病院を取り巻く環境の変化への対応が求められる中で、地域医療構想等との整合を図りながら令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」（次期中期経営計画）を策定することが求められています。

このことから、国からの交付金の減少が予想されるなかで、県立病院として新興感染症への対応等の必要な役割を果たしながら、地域の医療ニーズに的確に 대응していくことにより安定的な医業収益の確保を図り、計画の目標達成に向けて取り組むなど健全な経営に努められたい、と意見しています。また、中期的な観点から病院事業の経営を計画的に推進することで医療サービスが安定的かつ継続的に提供されるよう、次期中期経営計画を策定されたい、と意見しています。

## ア こころの医療センター（意見書 5頁）

前年度に引き続き入院患者数の減少は続いていますが、診療単価の上昇により医業収益は約 1,559 万円増加しました。一方で、病床確保に係る国からの交付金の減少により医業外収益が約 3 億 9,783 万円減少したため、純損益は、約 4 億 4,990 万円と 3 年連続の黒字となりましたが、前年度に比べ約 4 億 2,929 万円悪化しました。

入院患者数が回復していないことや、国からの交付金の減少により今後の収益確保が難しくなっているなかで、県立病院に期待される医療ニーズに対応していくため、平成 30 年度から進めている経営改善プロジェクトにおいて、病床管理の徹底や医療・福祉関係機関との連携強化等による医業収益の確保に取り組んでいることから、今後も引き続き経営改善に努められたい、と意見しています。また、医師不足が継続しているため、大学等への継続的な派遣要請や勤務医にとって魅力ある病院づくりを行うなど医師の確保に努められたい、と意見しています。

今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい、と意見しています。

## イ 一志病院（意見書 5頁）

前年度に引き続き入院・外来患者数の減少は続いていますが、診療単価の上昇により医業収益は増加しました。一方で、給与費等の医業費用も増加したため純損益は前年度に比べ約 2,574 万円悪化したものの、約 1 億 3,067 万円の黒字となり平成 25 年度から 10 年連続の黒字となりました。

新型コロナの影響等から患者数の減少が続いていることも踏まえ、今後も引き続き公立病院として必要な役割を果たしていくことができるよう、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組、情報通信技術の活用等、地域のニーズに沿った医療をより幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい、と意見しています。

また、地域の高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組

むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい、と意見しています。

#### ウ 志摩病院（意見書 5頁）

志摩病院は、平成24年度から指定管理者制度により病院経営を行っており、令和4年度からは第2期指定管理期間に入っています。

前年度に引き続き、新型コロナ対策として病床の確保、検査、ワクチン接種等に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでおり、常勤医師の採用により婦人科診療を拡充していますが、入院患者数は新型コロナ発生以降、減少が続いており回復していません。

第2期指定管理期間の「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）では、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況を踏まえ必要な診療機能を確保するなど、良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供することを求めています。また、地域医療確保交付金制度により、診療機能が維持できるよう経営努力によってもなお不採算となる特定診療科を支援することとしています。

このような状況を踏まえ、基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的な医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい、と意見しています。

#### (2) 未収金の回収と発生防止について（意見書 6頁）

令和4年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の過年度未収金は、前年度に比べて約281万円減少し約5,083万円となっています。

令和4年度については、引き続き電話督促、催告書等の送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより、約366万円の過年度未収金を回収しているところですが、新型コロナに係る診療費において新たな未収金が発生しているため、引き続き早期回収に向けての取組を進められたい、と意見しています。

また、高額療養制度等の各種福祉制度の申請支援や、クレジット

カードによる収納等の公金収納の多様化に取り組んでいますが、新規発生件数等は増加しているため、引き続き未収金の発生防止に取り組まれない、と意見しています。

# 令和4年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

## 概要説明

令和4年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る9月8日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、病院事業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

### 第1 審査の概要

知事から審査に付された令和4年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

### 第2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合しかつ正確であると認められ、資金不足は発生していないことを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書及び令和4年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。